

令和8年度事業計画

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

I. 公益目的事業

【公益目的事業1】

健全かつ公正な宅地建物取引業務を確保・推進するために必要な環境整備、専門性向上のための研修・講習会の開催、消費者のための相談業務、法令等行政情報や物件情報の提供、専門知識の普及啓発、広告の適正表示等を行うことにより、宅地建物取引の適正化と流通の円滑化を図るとともに、国民が安心安全な住環境を確保できる社会づくりに寄与する事業

①宅建取引士資格試験実施支援事業(総)

県知事の委任を受けた推進機構より委託を受け、和歌山県内における試験事務全般(会場の確保・設営、試験の告知・広報、受付、問い合わせへの対応、試験の実施・監督、合格発表)の業務を協力機関として適正に実施する。

- ・実施日：10月18日予定
- ・会場：【和歌山会場】ビッグウェーブ【田辺会場】ビッグ・ユー

②取引士法定講習実施支援事業(総)

和歌山県知事より指定を受け、法定講習事務全般(会場確保・設営、講師依頼、告知、対象者への案内、受講申込の受付、受講料の徴収、講習受講証明書の発行など)の業務を適正に実施する。

全日和歌山本部が和歌山県知事より指定を受けたことによって、両団体で相互協力し、受講者の混乱を避けるために事務担当窓口を一本化し宅建協会が行う。

- ・開催数(全11回：和宅建主催8回・全日主催3回)
- ・対象人数(全390名：和宅建主催324名・全日主催66名)
- ・受講方法(WEB形式と座学形式)
- ・座学開催場所(ホテルグランヴィア和歌山、ビッグ・ユー)

③取引士証交付事務支援事業(総)

和歌山県知事より委託を受け、申請書の受領と登録簿との照合、県への進達、取引士証のラミネート加工等、取引士証交付事務を適正に実施する。

④宅地建物取引に係る専門性向上事業(研)

専門性向上のために宅建業者(会員・非会員)、取引士、従業者、一般希望者を対象に各種研修会及び講習会を開催する。

- 宅地建物取引業者研修会の開催**【対象】会員及び取引士、従事者、一般消費者
専門性の向上と消費者利益の保護、人権意識の向上を図るための研修会を第1次及び第2次の2回開催。
WEB形式にて開催(受講困難会員及び会員外受講者への対応として上映会を開催)
- 全宅連クラウド重説説明会の開催**【対象】会員及び取引士、従事者
不動産業界のDX化を推進するため「ハトサボBB」研修会を和歌山、田辺会場の2会場にて実施。
- 業態別研修会(賃貸・管理)の開催**【対象】会員及び取引士、従事者
和歌山宅建グループビジョンに基づき、業態別研修会を行う。賃貸業務に関するテーマを中心とし、実務に直結した法改正や留意点に関する知識を深め、取引におけるトラブルを未然に防止する。

⑤法令等行政情報の提供・広報啓発事業(広)

情報誌の発行及び協会ホームページを通じて、法令及び行政機関からの周知依頼情報、公益目的事業情報等を、会員及び一般消費者に広く提供周知するとともに、消費者が安心・安全な不動産取引ができるよう、マスメディアを通じた広報啓発を実施する。

- 広報誌発行**
広報誌「宅建わかやま」(年4回発行)
- 消費者に向けて情報発信**(公式SNS、和歌山リビング「リビングハウジングナビ」に記事を寄稿)

⑥不動産広告の適正表示に関する事業(研)

消費者の利益保護と宅地建物取引の公正を確保するため、公取協と協力連携して、不動産広告実態調査(売買物件・賃貸物件)を実施する。また、和歌山市の市街地の美観維持のため行政と協力して美観を損なう屋外広告物の撤去作業を実施する。宅建業者が掲載する不動産広告が法令に違反することなく、一般消費者が安心して不動産を購入できるよう、関連法令に係る広告担当者の専門性向上を図る。

1 官民合同不動産広告実態調査の実施

公取協、行政、関係機関との合同で売物件広告及び賃貸物件広告に関し、県内において不動産広告実態調査を実施、取引の公正と適正な広告表示の確保及び宅地建物取引業の健全な発達を促し、消費者の利益の保護に寄与する。

2 和歌山市路上違反広告物除却作業の協力

3 公取協への助成(会費負担金の拠出)

⑦取引の公正を確保し消費者保護のための不動産無料相談業務事業(相)(広)

1 和歌山県不動産無料相談所の運営管理

・不動産取引に係る一般相談の実施

和歌山県宅建会館に「和歌山県不動産無料相談所」を常設し、消費者からの不動産取引に関する事前相談や一般相談に対し専任相談員や関係役員が助言や専門機関の紹介を行うとともに、会員からの相談も受け

・和歌山エリアでの一般相談の実施

和歌山エリア(和歌山市役所ロビー)における不動産無料相談会を毎月1回開催し、担当相談員が助言や専門機関の紹介を行う。

・那賀エリアでの一般相談の実施

那賀エリア(紀の川市役所)における不動産無料相談会を四半期毎に開催し、担当相談員が助言や専門機関の紹介を行う。

・県内に設置している不動産無料相談所案内看板の維持管理

2 顧問弁護士による不動産無料法律相談【対象】一般消費者・会員

・和歌山県不動産無料相談所(月1回第2水曜日開催)

・田辺商工会議所(6ヶ月毎に1回、第1水曜日開催)

・新宮ユーアイホテル(6ヶ月毎に1回、第3水曜日開催)

3 不動産取引(トラブル防止)講習会

不動産取引に関連する新しい法律の制定や改正、人権啓発などに適切に対応し業務の適正な運営や取引の公正を期し消費者保護の観点から専門性の向上を図る。

4 消費者セミナー(不動産フェア)

不動産取引におけるトラブルの未然防止を図るため、消費者を対象にしたセミナーを開催する。同時に「弁護士による不動産無料相談所」を併設し、各士会と連携を図りつつ消費者からの相談にも対応。不動産フェア会場で開催予定。

5 相談員の専門性向上研修会

相談業務の適正かつ迅速な処理の推進を図るため、理事、監事、正副委員長、相談業務委員、エリア相談員、空き家管理活用マイスターを対象に顧問弁護士を講師に迎え業法やトラブル事例をテーマに研修、その知識をもって一般消費者からの相談に対処することを目的に開催。

6 相談業務委員会の開催

委員会開催：委員会3回、正副委員長会2回、関係機関講演会参加

⑧不動産取引相談窓口共同運営事業(相)

和歌山県、当協会、全日和歌山本部の三者で相談体制等に関する情報の共有を図るとともに、より良い相談業務実施のための意見交換を行う。

⑨取引の適正と流通の円滑化のための物件情報提供業務(流)(広)

宅地建物に関する取引物件(賃貸、売買)情報その他関連情報を広く提供して、一般県民の利用に資するため、ホームページの運営管理及び全宅連との連携によるハトマークサイトの運営管理を行う。

1 会員及び一般消費者への情報提供

県外からの移住希望者に対しての不動産情報の提供、行政機関等からの周知事項、協会の研修会やイベント、各種資格等の公益目的事業の案内などをホームページに掲載し、会員及び一般消費者に不動産関係知識の向上等に寄与するため広く情報提供を実施する。

2 近畿レイنزシステム運営協力

国土交通大臣から指定を受けた近畿流通機構が不動産流通の健全な発達と公共の利益の増進に寄与することを目的として運営する不動産情報提供システム(近畿レイنز)を利用して、一般消費者への公平公正な物件情報の提供と流通の円滑化による適正な取引の促進を図る事業に協力する。

- ・ 情報登録及び提供事業等への協力及び支援
- ・ 流通機構主催会議への出席(理事会等)
- ・ 流通機構基本負担金・運営負担金の拠出
- ・ レインズIP型に関する情報発信

3 全宅連「ハトマークサイト」との連携協力

全宅連統合サイト(ハトマークサイト)と連携協力して宅地建物取引物件の公平・公正な情報提供を行うことにより、宅地建物取引の適正化及び透明性の確保と一般消費者の利便性向上を図る。

- ・ ハトマークサイト和歌山の管理
- ・ 全宅連統計データシステム運営負担金の拠出

4 全宅連との連携協力

当協会事業の拡充を図るため、全宅連に対し負担金(全宅連会費)の助成を行う。

【公益目的事業2】

行政等と協力して地域社会の健全な発展と活性化に貢献する事業

①健康で安全な暮らしの支援事業(流)(総)

- 1 県防犯協議会連合会が実施する子どもの安全確保「きしゅう君の家」活動等への協力支援
- 2 暴力団排除に向けた連携協力(暴迫センター活動協力支援等)
- 3 安心安全な街づくりに寄与するため、『テロ対策パートナーシップ和歌山』への支援協力
- 4 ニューレジリエンスフォーラムへの参加協力
- 5 安心安全な地域づくりに寄与するため、AED装置を設置する。

②行政等と連携し、空き家・低未利用不動産の再生・有効活用による活性化施策の支援協力事業(流)

協定等に基づき行政等と連携協力して空き家・低未利用不動産の再生・有効活用を図るとともに、都市部活性化等を目的とした事業に参加・協力する。これら施策の推進のため、積極的に市町村と連携して協議会等への参加・研修会開催等のほか、専門家として物件所有者と利用者が安心・安全に空き家等低未利用不動産を活用できるよう適切な支援を行い、事業拡大に伴う負担等にも対応する。また、ホームページ等を活用し物件情報や施策関連情報を提供することにより地域社会の健全な発展と活性化に寄与する。

- 1 行政等が行う空き家等対策事業及び移住定住推進事業等に関する協力(支援)
「空家等対策推進協議会」、「移住定住推進事業」、「空き家バンク事業」、「まちづくり推進施策」、「市街地活性化事業」、「管理不全空き家発生予防のための啓発セミナー」、「空き家相談窓口の設置」等
- 2 空き家管理活用マイスター資格付与制度の運用、整備
空き家管理活用マイスター試験実施、更新講習、認定講習、検証会等の実施
- 3 専門士間連携による空き家等問題への対応
宅建士、建築士、司法書士等、空き家等の流通に関係する専門士との連携体制を深め、不動産フェアへの相談員派遣等により空き家等の問題解消を図るとともに、空き家等の活用の観点から、移住及び二地域居住の受け皿としての地域資源活用方策について検討を行う。
- 4 所有者不明土地の利用の円滑化に関する行政等との連携協力
近畿地区土地政策推進連携協議会への参画
- 5 行政との協定に基づく公共事業用地代替地等の紹介斡旋及び公共事業用地の取得に係る代替地情報の提供等、物件情報提供支援業務を行うことにより、地域社会の健全な発展と活性化に寄与する。
- 6 より良い住環境の提供のため、顧問議員と情報交換会を開催

③社会的弱者住宅確保支援事業(流)

- 1 行政との協定に基づく大規模災害被災者等に対する円滑な住宅確保支援のための助成
- 2 居住支援協議会総会等への出席

Ⅱ. 収益、その他(共益)事業

収 1 和歌山県宅建会館管理事業

- 1 事務室等の賃貸(保証協会和歌山本部等)
- 2 会議室の貸付(会員、一般)

収 2 頒布品販売等事業

- 1 頒布品の販売及び管理・県証紙売り捌き事務
- 2 宅建ファミリー共済加入促進案内事務
- 3 保証協会の会費徴収事務・その他

他 1 会員支援・相互扶助事業(共益)

- 1 新規入会者・既存会員への各種業務支援(表彰・慶弔含む)の実施
- 2 新規入会者支援としての寺子屋事業の実施
- 3 開業支援セミナーの開催
- 4 新規入会者研修会の開催
- 5 広報誌発行:「宅建わかやま」(年4回発行)
- 6 会員名簿の発行
- 7 全宅連不動産キャリアパーソンの受講案内事務
- 8 消費者に向けて情報発信(公式SNS、和歌山リビング「リビングハウジングナビ」に記事を寄稿)
- 9 (一財)ハトマーク支援機構、定期借家推進協議会関係情報の周知
- 10 会員間の情報交換懇談会の実施
- 11 HGVに基づくエキスパート資格の取得促進及びハトマークブランディングの推進
- 12 安心R事業受付業務
- 13 CIZ宅建保証加入促進案内事務
- 14 ガン保険、宅建企業年金基金、取引士賠償責任保険等の普及と役員傷害保険加入促進
- 15 関連団体等主催会議に出席
- 16 全宅管理和歌山県支部への業務支援
- 17 その他会員支援に係る情報提供

Ⅲ. 法人管理

協会の適切な運営管理を図るため必要な業務の実施

- 1 会員情報の適正な管理
- 2 健全な財務運営の検討
- 3 諸規程の整備
- 4 和歌山宅建協会広報啓発活動
- 5 行政機関審議会等への参画:和歌山県固定資産評価審議会、和歌山県景観審議会、和歌山県空家等対策推進協議会、和歌山市ほか各市町都市計画審議会等への委員派遣
- 6 全宅連、流通機構、公取協等関係団体会費負担金の拠出
- 7 総会、理事会、執行理事会、合同委員会、各常設委員会(総務、研修指導、流通政策、広報啓発、相談業務、倫理綱紀)、特別委員会、青年部会、エリア会議の開催
- 8 大学寄附講義の実施
- 9 新年賀詞交歓会の開催
- 10 会館建物の維持管理

※

[全宅連]→(公社)全国宅地建物取引業協会連合会・[保証協会]→(公社)全国宅地建物取引業保証協会・[推進機構]→(一財)不動産適正取引推進機構
[公取協]→(公社)近畿地区不動産公正取引協議会・[推進センター]→(公財)不動産流通推進センター
[近畿流通機構]→(公社)近畿圏不動産流通機構・[県暴追センター]→(公財)和歌山県暴力追放県民センター・[全日]→(公社)全日本不動産協会
(総)→総務委員会・(研)→研修指導委員会・(広)→広報啓発委員会・(相)→相談業務委員会・(流)→流通政策委員会
HGV→ハトマークグループビジョン